

陳 情 文 書 表

(令和6年3月18日)

受理番号・受理年月日及び件名	陳情第64号(6.3.7) 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例にのっとり、王子スタジアムの移転・建設に関する住民説明会の早期開催を求める陳情
陳情の要旨	<ol style="list-style-type: none">1. 王子公園の北側「スポーツゾーン」への移築予定であるスタジアムの建設計画の全貌と具体的内容について、近隣住民等への説明会を速やかに開催すること。2. その上で、光害、騒音、通行車両の急増などへの近隣市民の不安、意見を聴き、計画の再考をすること。
陳情者の住所及び氏名	神戸市灘区 王子公園・市民ミーティング実行委員会 事務局長 金丸正樹
送付委員会	経済港湾委員会

2024年3月7日

神戸市会議長 様

【陳情者】

神戸市灘区

王子公園・市民ミーティング実行委員会

事務局長 金丸 正樹

「神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例」に則り、
王子スタジアムの移転・建設に関する住民説明会の早期開催を求める陳情

【陳情趣旨】

神戸市都市計画審議会は先月5日、王子公園の都市計画案を審議とは名ばかりのやり取りで承認しました。そして、市は王子公園の再整備を盛り込んだ来年度予算案を発表し、市民の声などどこ吹く風とばかり、事業に突き進もうとしています。

しかし、多くの市民とりわけ公園周辺の市民にとって、これから進められようとする公園再整備の工事は、毎日の平穏な実生活を脅かす不安・懸念材料以外の何ものでもありません。

市は『神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例』を定め、そのなかで一定規模以上の建築物を指定建築物と位置づけ、建築主に対し、近隣の所有者等に建築計画の内容を周知させるための説明の実施を義務づけています。今事案で言えば新スタジアムは「指定建築物」に該当し、建築主は神戸市そのものであり、自らが定めている条例に則り、すみやかに説明会を実施する責務が当然ながらあります。

そもそも、本来ならば計画を決定する前に最大の利害関係者である近隣住民の声を広く直に聴き、それを計画の可否にも含めて反映させることが、事業実施の大前提といわなければなりません。

遅きに失したとは言え今からでも早急に建設に関する説明会を開催し、具体的で十分な説明義務を果たし、さらに住民の不安・疑問・要望などに真摯に耳を傾けて、それへの対応に注力することなくして市民の合意はあり得ません。

以上により、下記の事項を請願します。

陳情

【陳情項目】

1. 王子公園の北側「スポーツゾーン」への移築予定であるスタジアムの建設計画の全貌と具体的内容について、近隣住民等への説明会を速やかに開催することを求めます。
2. その上で、光害、騒音、通行車両の急増などへの近隣市民の不安、意見を聴き、計画の再考をしてください。